

投稿論稿選出理由

「上皇」の法的地位

——皇室と裁判権に関する研究序説——

新井謙士朗

本論稿は、上皇の法的地位について、天皇の象徴性を裁判権との関係に絞って分析し、天皇と上皇の法適用体系の類似性を論証しながら、明らかにしようとするものである。

編集委員会としては、次の点を評価した。

- ・上皇という、今次の皇室典範特例法において登場した存在に着目して、その法的地位の明確化を試みようとする主題設定自体、一定の新規性があり、学術的価値は高い。
- ・天皇の象徴性を分析する過程では、裁判権との関係に絞って議論を進めており、散漫になりかねない抽象的な概念を対象としながらも、鋭利かつ緻密な分析を行うことができている。
- ・判例や学説に言及するにとどまらず、委員会の会議録等の一次資料に遡って丁寧な議論がなされており、その論理の精確性は高く評価できる。

一方、審査会議では、上皇の法的地位という主題に対して、その内容の多くは天皇の象徴性を明らかにするものであることについて議論がなされた。

しかしながら、論証の過程としては自然なものであるとして、特段問題はないとされた。また、一部文章の関係性が不明確であるとの指摘もなされたものの、本論稿の核心部分に与える影響は小さく、本論稿の価値を減殺するものでないとの結論に至った。

以上から、本論稿は法科大学院生の論稿として、論理的精確性、新規性等の観点から、一定水準に達しており、掲載可と判断するに至った。

なお、掲載決定後に、執筆者による一定の補正・追記がなされた。

台湾における婚姻の自由と同性婚法制

——比較のための整理と若干の検討——

今野 周

本論稿は、台湾の司法院积字第748号解釈施行法を、日本における議論に示唆を与えることを念頭に、紹介・整理するものである。

編集委員会としては、次の点を評価した。

- ・台湾での同性婚の立法事例について丁寧かつ網羅的に検討している。
- ・資料的側面としても意義がある。
- ・最新事例につき、詳細に検討をしている。
- ・日本において紹介分析が相対的に少ない、台湾の司法制度について丁寧に整理した上で、同性婚に関する大法官解釈を憲法解釈として深掘りして分析している。
- ・従来の大法官解釈の日本での紹介は、結論の妥当性に力点があったが、本論稿は先例との関係、判断枠組み、個別意見等を理論的に分析し、大法官解釈の構造を明らかにしている点で、新規性が認められる。

一方、審査会議では、外国の事例の紹介・整理にとどまることなく、具体的な日本における示唆としての内容について検討されるべきという意見があった。

しかしながら、本稿は大法官解釈の構造を分析する点で十分に意義があるものであり、日本法

への示唆が具体的なものでなかったとしてもその価値を減殺するものではないとの評価に至った。

以上から、本論稿は法科大学院生の論稿として、論理的精確性、新規性等の観点から、一定水準に達しており、掲載可と判断するに至った。

なお、掲載決定後に、執筆者による一定の補正・追記がなされた。

国家破産の法的検討

——プロセス的把握という一つの試験的議論について——

島田 快

本論稿は、Kai von Lewinski 教授が発表した『Öffentlichrechtliche Insolvenz und Staatsbankrott』を適切に紹介し、日独の法制度の違いを踏まえて国家破産のプロセス的把握という新たな視点を検討するものである。

編集委員会としては、次の点を評価した。

- ・国家破産の法的性質という論点自体が日本で深く議論されてこなかった領域であり、これに関する最新のドイツの学説を正確な訳出で紹介している時点で、一定の評価が出来る。
- ・国家破産のプロセス的把握という視点は少なくとも日本では十分に議論がなされていなかったため、議論がされたドイツの状況を分析しつつ日本との差異を考察している点には高い新規性が認められる。
- ・国家破産という抽象的な論点を法実証主義的に検討したものを紹介することで、日本法における研究に指針を与える点が評価できる。

一方、審査会議では、日本法との差異を検討するセッションが必ずしも十分でなく、書評の域を出ないのではないかという疑問が呈された。本学ローレビューの位置付けによっては、単なる書評を掲載すべきではないという見解もありえるからである。

しかしながら本稿は、必ずしもアクセスが容易でない文献を分析して国内でほとんど議論がなかった視点を提供しており、もとより日本法との差異を明らかにすること自体容易ではない。これらを踏まえると、単なる書評にとどまらない独自の新規性が認められるため、上記指摘は本論稿の核心部分に与える影響は小さく、本論稿の価値を減殺するものでないとの結論に至った。

以上から、本論稿は法科大学院生の論稿として、論理的精確性、新規性等の観点から、一定水準に達しており、掲載可と判断するに至った。

なお、掲載決定後に、執筆者による一定の補正・追記がなされた。

ICC 規程における誤想防衛による刑事責任阻却の可能性

竹村樹人

本論稿は、誤想防衛を認める明文の規定がない ICC 規程における誤想防衛の成立可能性を論じるものである。

編集委員会としては、以下の点を評価した。

- ・特に邦語文献において先行研究が乏しい、ICC 規程における誤想防衛の可否という論点を取り上げ、誤想防衛を実際に論ずべき事例がありうることを指摘した上で、この論点に対して明確な回答を提出している点。
- ・正当防衛の構成を英米法と日本・ドイツ法に類型化し、誤想防衛を肯定する解釈の可能性を多面的に検討している点。また、ICC 規程において誤想防衛が法の欠缺であるという結論を

導くにあたって、ICC 規程の起草過程や運用を丁寧に検討するという堅実なアプローチを採用しており、それを通じて上記の構成のいずれによっても、ICC 規程の条文解釈として誤想防衛を肯定することができないということを示している点。

- ・国際刑事法の予防効果の維持と、行為者にとって酷である事態の回避という両要素を踏まえて、誤想防衛を肯定すべき範囲を検討し、説得的な結論を導いている点。また、それを実現するための法律構成を、「法の一般原則」という ICC 規程の法源規定の解釈を通じて導入しようとする点。

一方、審査会議では、「法の一般原則」についての検討が十全ではないのではないか、本論稿が根拠とする ICC 判例について、本論稿の主張を強く支持するものとして読むことができるのか疑問の余地がある、誤想防衛がありうる事例をめぐって、強行規範と免責可能性の関係についての議論が不十分ではないか、といった批判的な指摘があった。

確かに以上の諸点について、本論稿に異論の余地がないわけではない。しかしながら、これらの点についても、本論稿は自らの立場を擁護する一定の議論を提出しているのであり、より踏み込んだ議論は今後の学説の展開に委ねられると考えられる。本論稿の先駆性もあわせて考えると、上記指摘は本論稿の核心部分に与える影響は小さく、本論稿の価値を減殺するものでないとの結論に至った。

以上から、本論稿は法科大学院生の論稿として、論理的精確性、新規性等の観点から、一定水準に達しており、掲載可と判断するに至った。

なお、掲載決定後に、執筆者によって一定の補正・追記がなされた。

被害者実名報道の法的検討

花岡貴大

本論稿は、被害者の実名報道に関して、警察による被害者実名発表及び個人情報保護法の報道機関についての適用除外規定の憲法適合性審査を中心に、法的な検討を行うものである。

編集委員会としては、次の点を評価した。

- ・被害者の実名報道という、社会的関心が高まる一方で、従来法的な議論が不十分であった問題について、法的見地から一貫した検討がなされている。
- ・私人間の問題とみることもできる実名報道の問題について、警察による実名発表や個人情報保護法の適用除外規定に着目した問題設定をすることで、対国家の防御権としての人権論の観点から憲法適合性審査を行っている。
- ・被害者等が実効的な権利救済を受けるためにはどうすればよいか、という出口を意識した議論を行っている。
- ・警察による実名発表に関して、その法的根拠について詳細な検討を行った上で、明確な根拠規範が存在しないことを指摘している。
- ・報道の価値を民主制に資するという点に求めた上で、実名報道の必要性を丁寧に検証している。また、犯罪報道の訴求力の観点からは、実名報道が必要不可欠となるのは軽微犯罪の犯罪予防を目的とする場合である、という的確な指摘をしている。
- ・幅広い文献を参照しており、また、全体を通した論理性、構成の明快さ、読みやすさに優れている。

一方、審査会議では、被害者等のプライバシー権について、「そっとしてもらえる権利」と「自己情報コントロール権」とを並立的に論じている点、被害者と死亡被害者の遺族とを区別せずに論じている点、重要な判例の分析を欠く点などが、不適切あるいは不十分ではないかという指摘がなされた。また、警察による実名発表の目的が犯罪予防目的とされているが、その根拠が不十

分であるという指摘，個人情報保護法の適用除外規定は被害者の権利を侵害しているとは言えないのではないかと指摘もなされた。

しかしながら，プライバシー権については，確かに検討に不十分な面があることは否めないものの，本論稿の中心である憲法適合性審査との関係に必要な論証はなされており，実名発表の目的についても，そもそも明確な根拠規範が存在しない中で，犯罪予防を目的として想定するのは不合理ではない。また，適用除外規定については，本論稿のような立場も成立し得ると考えられる。これらの点を踏まえると，上記指摘は本論稿の核心部分に与える影響は小さく，本論稿の価値を減殺するものでないとの結論に至った。

以上から，本論稿は法科大学院生の論稿として，論理的精確性，新規性等の観点から，一定水準に達しており，掲載可と判断するに至った。

なお，掲載決定後に，執筆者によって一定の補正・追記がなされた。